

学校いじめ防止基本方針（令和 7 年度版）

旭市立萬歳小学校

1 いじめの定義やいじめ防止のための基本的な考え方

（1）基本理念

いじめは、いじめを受けた児童等の基本的人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わないように、また児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、次の3点を基本理念とする。

ア いじめはどの児童にも起こり得るという認識のもと、学校、家庭、地域等すべての関係者が一体となり、連携して未然防止、早期発見、早期対応に取り組むこと。

イ いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進めるとともに、未然防止活動は、教育活動の在り方と密接に関わっていることから、すべての教職員が日々、実践をすること。

ウ いじめられている児童の立場に立ち、その児童の心の痛みをしっかりと親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫き、いじめ問題を解決すること。また、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるように指導するとともに、いじめが発生した際、児童、保護者に対して、迅速で誠実な対応を心がけ、隠蔽や虚偽の説明を行わない。

（2）いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（3）定義に基づくいじめの判断

ア 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つ。

イ いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。

ウ 本人がいじめを否定する場合が多々あることを踏まえる。

エ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

オ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

カ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないうところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の立場に立って、いじめに該当する否かを判断する。

- キ インターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等を適切に行う。
- ク いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する。
- ケ 具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。
- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・金品をたかられる、隠される、盗まれる、壊される、捨てられる。
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・パソコンやスマホ等で誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(4) いじめ解消の定義

いじめの解消は、以下の2点が同時に認められた場合、解消したと認識する。

ア いじめの行為が3か月以上止んでいる。

イ 被害児童が心身の苦痛を受けていないことを面談等で確認している。

2 本校におけるいじめ防止対策組織

(1) 生徒指導・いじめ防止対策委員会の設置

原則、毎月1回開催。メンバーは、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、特別支援担当、養護教諭とし、必要に応じて関係職員、関係機関（SC、SSW、民生委員、主任児童委員等）を加える。

(2) 生徒指導・いじめ防止対策委員会の協議内容

いじめの発生やその疑いがあるとき、あるいは問題行動など生徒指導に関する案件、配慮を必要とする児童の情報共有、今後の指導方針や対応について話し合う。また、いじめ防止基本方針の策定、未然防止、早期発見の手立て等についても話し合う。

3 未然防止のための取組

いじめはどの子にも起こり得るということを踏まえ、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

(1) 学級経営の充実

- ・児童の実態を十分に理解し、児童と教師、児童同士の好ましい人間関係を築き、児童が安心して学べる授業や学級経営を行う。
- ・わかる・できる授業の実践に努め、児童が成就感や充実感をもてる授業実践に努める。

(2) 道徳教育、人権教育の充実

- ・「考え、議論する」ことを意識した道徳教育の充実、「命を大切にするキャンペーン」「豊かな人間関係づくり実践プログラム」等、すべての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心情を育成する。

(3) 教育相談などの充実

- ・ 日常の学校生活や「教育相談週間（6、11、2月）」に学級担任により、教育相談を行い、児童理解に努める。
- ・ 発達障害を含む障害がある児童、LGBT、災害等により、特に配慮が必要な児童について、学校として適切に対応する。

(4) ネット上あるいは携帯電話を使用したメールなどへのいじめに対する対策

- ・ インターネット上の掲示板、SNS、携帯電話のメール等で行われるいじめを防止するため、情報モラルの授業や啓発活動を実施する。

(5) 校内研修の実施

- ・ 全教職員の共通理解を図るため、年間1回以上、いじめ防止をテーマにした研修会を実施し、年間計画に位置づける。

(6) 体験的な授業の充実

- ・ 各教科や特別活動において、体験的な学習の充実を図り、児童の主体性やコミュニケーション能力を育成する。

(7) いじめ防止強化月間の設定

- ・ 4月、9月をいじめ防止啓発強化月間として、主に学級担任を通じて、「いじめが子どもたちに心身に及ぼす影響」「いじめを防止することの重要性」「いじめに関する相談や窓口」等について、再確認し、児童のいじめ防止や早期発見、対処の仕方についての意識を高める。

4 早期発見のための取組

いじめは、遊びやふざけあいを装って行われたりする等、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識する。ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視することなく、いじめを積極的に認知するようにする。

(1) いじめを発見する手立て

ア 教師と児童との日常の交流をとおした発見

- ・ 授業、休み時間、清掃、給食では児童とともに活動する。
- ・ 休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会を利用した目配りをする。

イ 複数の教職員による発見

- ・ 多くの教職員による様々な教育活動をとおした児童との関わりをする。
- ・ トイレの利用の際、気になる場面を発見する。

ウ 児童の声に耳を傾ける。

- ・ 定期的にいじめアンケート調査を行い、集計、分析する。
- ・ 教育相談箱に投函されたもの。
- ・ 相談窓口の設置と周知（教頭、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー）
- ・ スクールカウンセラーの活用
- ・ 教育相談週間（6月、11月、2月）○SOSの出し方教育（4、9月）

エ 保護者と情報を共有する。

- ・ 連絡帳、家庭訪問、電話連絡、PTA等での会合。

5 いじめを認知した場合の対応

いじめの事実が確認された場合は、直ちにいじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援といじめを行った児童への指導及び保護者への助言を継続的に行う。

- (1) いじめに関する相談や認知があった場合、速やかに管理職に報告し、事実確認をする。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、特定の職員で抱え込まずいじめ防止対策委員会を開き、対応を協議する。
- (3) いじめをやめさせ、その再発防止を図るため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援といじめを行った児童への指導及びその保護者への助言を継続的に行う。
- (4) いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- (5) いじめに対しては、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- (6) 犯罪行為として、取り扱ういじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

6 早期発見及びいじめ認知時の担当者の主な役割

担当	主な役割	
	早期発見のための取組	認知した場合の対応
管理職	・ 早期に発見できる体制づくり ・ 相談体制の定期的な評価・点検 ・ 平素からの校内巡視	・ いじめ防止対策委員会の速やかな招集 ・ 重大事態が疑われる場合、市教委への報告、相談及び外部機関との連携
学級担任	・ 信頼関係の構築、児童の変化の把握 ・ 交友関係や悩みの把握 ・ 教育相談等の効果的な活用	・ いじめと疑われる行為があった場合はその場で行為を止め、事実確認 ・ 児童や保護者からの訴えには、真摯に傾聴（聞き取り場所等の配慮） ・ いじめた児童が複数いる場合は、個別に同時に聞き取り
生徒指導主任	・ いじめ防止や教育相談等の計画及び円滑な実施	・ いじめ全体の状況把握 ・ 管理職・学級担任との連携（複数体制での聞き取りの構築）
養護教諭	・ 保健室来室児童との良好な関係づくり及び積極的な教育相談 ・ 相談箱の有効活用 ・ スクールカウンセラーとの連携 ・ 外部相談窓口の周知	・ いじめのあった児童の心身の状況把握 ・ スクールカウンセラーとの連絡・調整

学校いじめ防止基本方針（フローチャート）

早期発見の手立て（情報の共有化を図る）

教育相談・学校生活アンケート 生徒・保護者からの報告・相談 教育相談
スタディライフ 校外パトロール 教員の現場発見（休み時間の巡回）
スクールカウンセラー 保健室

いじめの発見

迅速な行動

情報の掘り起こし（過去の状況）
正確な状況の把握（現場の確認）
個別聞き取り（時系列に沿って）
すべての関係生徒・教員から情報収集

注意点

先入観を持たない
個人で抱え込まない（組織で対応）
複数で信頼関係を重視して（役割）
威圧的態度や体罰の禁止

管理職（校長・教頭）・学年主任・生徒指導主任への報告

いじめ対策委員会

いじめ対策委員会のメンバーを中心にした事件の全体把握・対応の検討

全教職員での情報の共通理解

スクールカウンセラーとの連携

被害保護者へ一次報告

個別指導「（校長・教頭）・生徒指導主任・学年主任・担当教諭」

児童への指導

加害児童 被害児童 周辺児童 学級・学年
個別指導・人間関係の修復 道徳の授業
モラルアップ・抑止力の形成

保護者への対応

被害保護者 加害保護者 PTA
しこりを残さない指導

継続指導と変容への評価

風評被害の防止

いじめ対策委員会

関係機関との連携・報告

指導後の状況把握

いじめを許さない基盤の再構築 未然防止・事後確認

8 いじめの重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。
- ※ 児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときはその時点では「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と思われる状況であっても、児童または保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、重大事態が発生したものとして、迅速に報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態の報告・調査

- ア 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。この組織については、スクールカウンセラー等の専門的知識および経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は、特別の利害関係を有しない者（第三者）とし、公平性・中立性を確保する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- エ 調査は、いじめを生んだ背景や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- オ 上記調査結果は、関係機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

9 児童の自殺予防について

- (1) 児童の自殺予防等においても組織的に対応し、児童の見守りを強化する。
- (2) 「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」等を資料として、児童の自殺予防のための研修を行う。

10 公表、点検、評価について

(1) 公表

- ・学校いじめ防止基本方針をホームページ上に公表する。

(2) 点検

- ・いじめに関しての調査や年度ごとの比較を実施する。
- ・いじめの防止等に向けた取組については、学校評価を用いて検証し、その結果を保護者・地域に公表する。

(3) 評価

- ・点検、評価の結果から、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

萬歳小「いじめ防止対策」年間計画

月	会議等	活動内容	研修
4	いじめ防止対策委員会①	・新年度方針決定 ・SOS の出し方教育	・学校いじめ防止基本方針について ・SOS の出し方教育について
5	いじめ防止対策委員会②	・新学期の児童の様子 ・教育相談週間内容検討	
6	いじめ防止対策委員会③	・命を大切にするキャンペーンの内容検討 ・教育相談週間 ・長期休業の過ごし方	・教育相談について
7	いじめ防止対策委員会④	・保護者面談で詳報収集 ・命を大切にするキャンペーン ・保護者面談	・保護者面談について
8	いじめ防止対策委員会⑤	・SOS の出し方教育内容検討	
9	いじめ防止対策委員会⑥	・長期休業明けの児童の様子 ・SOS の出し方教育	
10	いじめ防止対策委員会⑦	・教育相談週間内容検討	
11	いじめ防止対策委員会⑧	・教育相談週間 ・長期休業の過ごし方	
12	いじめ防止対策委員会⑨	・情報モラルについて	
1	いじめ防止対策委員会⑩	・長期休業明けの児童の様子	
2	いじめ防止対策委員会⑪	・年間の取り組みの点検・検証・評価	
3	いじめ防止対策委員会⑫	・いじめ防止基本方針の見直し	

12 いじめの相談・通報窓口

(1) 学校におけるいじめの相談・通報窓口

学校におけるいじめの相談・通報窓口は、教頭、養護教諭とする。

いじめに係る相談を受けた場合は、直ちに校内のいじめ防止対策会議に報告し、事実確認をする等組織的な対応をする。

旭市立萬歳小学校 ☎0479-68-2027

(2) いじめの相談や通報に関わる指導

児童に対し、いじめについて相談することや通報することは、決して恥ずかしいことではなく、卑怯なことでもないことを指導する。加えて、学校はいじめを受けた児童及び助けようとした児童を徹底して守り抜くことを指導する。

(3) 学校以外の主な相談窓口

- | | |
|--------------------------------|--------------|
| ・ 24時間子ども SOS ダイアル | 0120-0-78310 |
| ・ 千葉県子どもと親のサポートセンター (24時間) | 0120-415-446 |
| ・ 子ども人権110番 (月～金 8:30～17:15) | 0120-007-110 |
| ・ ヤングテレホン (月～金 9:00～17:00) | 0120-783497 |
| ・ 千葉いのちの電話 (24時間) | 043-227-3900 |
| ・ チャイルドライン千葉 (月～土 16:00～21:00) | 0120-99-7777 |